

計算書類に対する注記（法人全体用）

社会福祉法人長生園
（社会福祉事業全体）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品　－　定額法
- ・ソフトウェア　－　定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金　－　外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。
- ・賞与引当金　－　職員に対する賞与の支給に備えるため、夏期賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構　社会福祉施設職員等退職手当共済

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表

当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 社会福祉法人長生園拠点区分（社会福祉事業）
- イ 特別養護老人ホーム長生園拠点区分（社会福祉事業）
- ウ 養護老人ホーム長生園拠点区分（社会福祉事業）
- エ ケアハウスあざれあ苑拠点区分（社会福祉事業）
- オ 長生園デイサービス拠点区分（社会福祉事業）
- カ 長生園ホームヘルプサービス拠点区分（社会福祉事業）
- キ 長生園ショートステイサービス拠点区分（社会福祉事業）
- ク 長生園居宅介護支援事業所拠点区分（公益事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	136,306,049	0	0	136,306,049
建物	898,363,661	0	58,912,300	839,451,361

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし。

8. 担保に供している資産
該当なし。

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	2,552,866,480	1,713,415,119	839,451,361
車輛運搬具	10,690,419	10,690,414	5
器具及び備品	142,503,451	128,738,940	13,764,511
有形リース資産	7,928,640	792,100	7,136,540
ソフトウェア	153,340	7,667	145,673
合計	2,714,142,330	1,853,644,240	860,498,090

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし。

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし。

13. 重要な偶発債務
該当なし。

14. 重要な後発事象
該当なし。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項
該当なし。

計算書類に対する注記（拠点区分用）

法人名：社会福祉法人長生園
拠点区分名：養護老人ホーム長生園

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品　－　定額法
- ・ソフトウェア　－　定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金　－　外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。
- ・賞与引当金　－　職員に対する賞与の支給に備えるため、夏期賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構　社会福祉施設職員等退職手当共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 養護老人ホーム長生園拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号の第4様式、第3号の第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	23,398,949	0	0	23,398,949
建物	454,121,945	0	30,274,794	423,847,151

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,311,907,775	888,060,624	423,847,151
車輛運搬具	7,242,576	7,242,575	1
器具及び備品	25,296,475	20,117,593	5,178,882
合計	1,344,446,826	915,420,792	429,026,034

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（拠点区分用）

法人名：社会福祉法人長生園
拠点区分名：特別養護老人ホーム長生園

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 ー 定額法
- ・ソフトウェア ー 定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 ー 外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。
- ・賞与引当金 ー 職員に対する賞与の支給に備えるため、夏期賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホーム長生園拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号の第4様式、第3号の第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	32,607,995	0	0	32,607,995
建物	243,541,656	0	15,548,376	227,993,280

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	673,763,005	445,769,725	227,993,280
車輛運搬具	972,380	972,377	3
器具及び備品	79,655,840	71,295,414	8,360,426
有形リース資産	7,928,640	792,100	7,136,540
合計	762,319,865	518,829,616	243,490,249

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（拠点区分用）

法人名：社会福祉法人長生園
拠点区分名：ケアハウスあざれあ苑

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 ー 定額法
- ・ソフトウェア ー 定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 ー 外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。
- ・賞与引当金 ー 職員に対する賞与の支給に備えるため、夏期賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ケアハウスあざれあ苑拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号の第4様式、第3号の第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	80,299,105	0	0	80,299,105
建物	159,721,288	0	10,416,604	149,304,684

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	451,386,200	302,081,516	149,304,684
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	11,936,700	11,936,690	10
合計	463,322,900	314,018,206	149,304,694

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（拠点区分用）

法人名：社会福祉法人長生園

拠点区分名：長生園デイサービス

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・ソフトウェア－定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。
- ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、夏期賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 長生園デイサービス拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号の第4様式、第3号の第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	40,978,772	0	2,672,526	38,306,246

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	115,809,500	77,503,254	38,306,246
車輛運搬具	2,475,463	2,475,462	1
器具及び備品	21,220,421	21,220,395	26
合 計	139,505,384	101,199,111	38,306,273

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし。

11. 重要な後発事象
該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし。

計算書類に対する注記（拠点区分用）

法人名： 社会福祉法人長生園
拠点区分名： 長生園ホームヘルプサービス

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 － 定額法
- ・ソフトウェア － 定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 － 外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。
- ・賞与引当金 － 職員に対する賞与の支給に備えるため、夏期賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 長生園ホームヘルプサービス拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号の第4様式、第3号の第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
車両運搬具	0	0	0
器具及び備品	0	0	0
合計	0	0	0

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（拠点区分用）

法人名：社会福祉法人長生園
拠点区分名：長生園ショートステイサービス

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・ソフトウェア－定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。
- ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、夏期賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 長生園ショートステイサービス拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号の第4様式、第3号の第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	0	0	0
合計	0	0	0

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（拠点区分用）

法人名：社会福祉法人長生園
拠点区分名：長生園居宅介護支援事業所

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品　－　定額法
- ・ソフトウェア　－　定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金　－　外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。
- ・賞与引当金　－　職員に対する賞与の支給に備えるため、夏期賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構　社会福祉施設職員等退職手当共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 長生園居宅介護支援事業所拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号の第4様式、第3号の第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	0	0	0
建物（基本財産）	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	237,015	11,850	225,165
ソフトウェア	153,340	7,667	145,673
合計	390,355	19,517	370,838

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（拠点区分用）

法人名：社会福祉法人長生園

拠点区分名：社会福祉法人長生園

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
- ・ソフトウェア — 定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。
- ・賞与引当金 — 職員に対する賞与の支給に備えるため、夏期賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 社会福祉法人長生園拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号の第4様式、第3号の第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため、拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	4,157,000	4,156,998	2
合計	4,157,000	4,156,998	2

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし。

11. 重要な後発事象
該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし。